

Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise 利用規約

(規約の制定)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)はCommunication Engine “COTOHA API” for Enterprise 利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより自然言語処理等を行うAPIである、Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

3 本サービスとあわせて提供する「Communication Engine “COTOHA API” for Developers」の個別APIの利用条件は「Communication Engine “COTOHA API” for Developers 利用規約」によるものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約及び本サービスを変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及び

その効力発生時期を、当社のWebサイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)へ

の掲載その他の適切な方法により周知します。

2 前項の定めに係らず、当社が行う本規約の変更が本サービスの機能の継続利用(本APIの各バージョンの提供終了を含みます)及び料金に影響がある場合、当社は変更の2ヶ月前までに、事前の通知を行うものとします。

3 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次の通りです。

用語	意味
本契約	本規約に基づき、当社と契約者が締結した個別の附合契約をいいます。
本API	別紙2 提供機能 API機能に規定する、当社が公開する自然言語処理・音声処理APIの総称をいいます。
個別API	別紙2 提供機能 API機能に規定する、当社が公開する個別の自然言語処理・音声処理APIをいいます。

本 API のバージョン	当社が提供する本 API のそれぞれの版のことをいいます。最新版の提供開始以降も過去提供した版は当社が提供を終了するまで継続して利用することが可能です。
COTOHA API Portal	各種設定等別紙 2 で規定する内容を行うためのユーザーポータルのことをいいます。
契約者のサービス	本 API と他のプログラムを接続することで契約者が構築するアプリケーション等のサービスをいいます。
エンドユーザー	契約者のサービスを利用する者をいいます。
利用者個人情報	契約者が本サービスの利用にあたり登録した契約者に関する個人情報及びその他本サービスの提供に関して当社が知り得た契約者及びエンドユーザーに関する個人情報等をいいます。
基本語辞書	当社が提供する基本的な用語を収録した辞書をいいます。
専門用語辞書	当社が提供する業界用語を収録した辞書をいいます。
個別辞書	契約者が本 API の利用にあたり、個別に設定する辞書をいいます。
API モデル	当社が提供する各機能 API 用のモデルをいいます。
認証情報	ID/パスワード、Client Key、Client Secret 等、当社より契約者に対して発行する本サービスの利用に必要な認証情報をいいます。
利用開始日	当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

(本サービス提供の範囲)

第4条 契約者は、本 API に契約者のソフトウェア等を接続し、契約者のサービスをエンドユーザーに対し提供できるものとします。

2 当社が契約者に許諾する本サービスの利用権は、譲渡不可、再許諾不可、かつ非独占的なものとします。

3 本サービスの利用は日本国内に限ります。

4 当社は本サービスに関し、契約者に対し以下のサポート を別紙 3 に定める範囲で行うものとします。

(1) 本サービスの監視、故障対応

(2) 本サービスに関する技術サポート、問い合わせ対応(契約者に対してのみ行うものとし、エンドユーザーに対しては、契約者が一次対応するものとします。)

(3) その他前各号に定める事項に付随する事項

(本サービスの利用の申込み)

第5条 本サービスの利用を希望する場合、本規約に同意の上、COTOHA API Portal「for Enterprise お申込み」(<https://api.ce-cotoha.com/contents/enterprise/index.html>)より、申し込

むものとしてします。

2 当社は、前項に定める申込みを受け付けた順番に審査を行うものとし、当社による申込者に対するメールの送信等による申込み完了の通知をもって、当社が前項の申込みを承諾したものとしてします。

3 当社は、次の各号に該当すると判断した時は、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの利用の申し込みと解約の申込みを、本サービスの料金の支払いを免れる目的で繰り返しているとして当社が判断した場合
- (4) 本サービスの申込者が第 13 条(利用停止)に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 申込み内容に虚偽の記載がなされたとき
- (6) 申込者が日本国内に住所を置く法人(法人に相当すると当社が認めるものも含みます。)でないとき
- (7) その他当社の業務に支障があるとき又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取り消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとしてします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(届出事項の変更)

第6条 契約者は、利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとしてします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとしてします。

(個人情報の取り扱い)

第7条 当社は、利用者個人情報を関係法令及び当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に従い取り扱います。

(料金)

第8条 本サービスの料金は別紙1に定めるものとしてします。

2 当社は、契約者に対し、利用月の翌月末日までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとしてします。

(料金の支払義務)

第9条 契約者は、利用開始日を含む月の翌月から起算して、契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。

2 当社は、料金の計算において日割り計算は行いません。

3 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(違約金発生期間)

第 10 条 契約者は、次項に定める期間(以下「違約金発生期間」といいます。)内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービスの料金を、当社が定める期限までに一括して支払うものとします。

2 前項の違約金発生期間は、利用開始日を含む月の翌月末日までを最低利用期間とします。

(支払遅延利息)

第 11 条 当社は、契約者が料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払を行わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する権利を有するものとします。

(利用中止)

第 12 条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき
- (5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要であると当社が判断するとき

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第 13 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者への事前の通知をすることなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 第 14 条(契約者の義務)の規定に違反したとき
- (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

2 当社は契約者が次に該当するときは、契約者への事前の通知を行った上で、なおその状況が

改善されない場合、本サービスの全部又は一部の利用の制限を行うことができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は事前の通知を行う事なく本サービスの全部又は一部の利用の制限を行うことができるものとします。

(1) 契約者が負荷検証及び脆弱性検証等を行い、当社設備に過度の負荷がかかるおそれがあると当社が判断したとき

(契約者の義務)

第 14 条 契約者は本条に定める事項を遵守し、エンドユーザーにも契約者のサービスの利用において遵守させるものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限にアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為を行わないこと
- (7) 本サービスの使用または不具合が、第三者の生命財産の損害につながる用途で本サービスを利用しないこと
- (8) 本 API のうち、音声合成により生成された音声データを第三者に対して単体で販売し、譲渡し又は貸与する行為をしないこと
- (9) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (10) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る認証情報を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は認証情報の一致を確認した場合、当該認証情報を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなして取り扱うものとします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者の本サービスへのアクセスを制限する等必要な措置をとることができるものとします。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解約)

第 15 条 契約者は、本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社に申出るものとします。当該申出は、COTOHA API Portal「アカウント解約」(<https://api.ce-cotoha.com/contents/mypage/enterprise/decontract.html>)より解約書をダウンロードの上、必要事項を記載し、解約しようとする日より 3 営業日前までに、「アカウント解約」より解約書を送信することで行うものとします。

(当社が行う本契約の解約)

第 16 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解約することができるものとします。

- (1) 第 13 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき
- (3) 第 5 条(本サービスの利用の申込み)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき
- (4) 強制執行若しくは執行保全処分又は競売の申立があったとき
- (5) 第三者より差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産・民事再生・特別清算・会社更生手続き開始等の申立があったとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき
- (6) 租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全処分を受けたとき
- (7) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき
- (8) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき
- (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (10) 利用規約を履行することが困難となる事由が生じたとき
- (11) 前各号に定めるほか、本規約に違反したとき

2 当社は前項の規定により本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの廃止)

第 17 条 当社は、当社の判断により本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の変更又は廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部を廃止する場合には第2条に定める方法による

ものとし、全部を廃止しようとするときは、その4ヶ月前までに、あらかじめ契約者に通知するものとします。

(責任の制限)

第 18 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により本 API のうち個別 API の半数以上を提供しなかったとき、もしくは COTOHA API Portal を提供しなかったときは、その本 API もしくは COTOHA API Portal が全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じ)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上 その状態が連続した場合に限り、その契約者に直接かつ現実に生じた損害を賠償するものとします。

2 前項の場合において、当社は本 API もしくは COTOHA API Portal が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限る)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する別紙 1 に定める基本料金を発生した直接損害とみなし、その直接損害額に限り賠償するものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により本 API もしくは COTOHA API Portal を提供しなかったときは、前 2 項に定める当社の責任の制限の規定は適用しないものとします。

(免責)

第 19 条 当社は前条の場合を除き、契約者に係る逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害等損害及び第三者に発生した損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により、契約者が第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、明示又は黙示を問わず、本 API の正確性、実現性、市場性、有用性、特定目的適合性、有効性、本 API 利用対象となる業務の改善可能性について保証するものではありません。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

4 当社は、当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、本サービスの利用により、契約者と第三者との間において生じた損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとします。

5 当社は、本規約の変更等により、契約者の自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

(データ等の取扱い)

第 20 条 当社は、本サービスの設備等に保存されたデータが滅失若しくは毀損した場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。契約者は、自らが必要とするデータについてはバックアップ等の措置を行うものとします。

2 当社は、本サービスの設備等に保存されたデータが漏洩した場合、又は漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に利用された場合、これらが当社の故意又は重過失による場合を除き、契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(データ等の利用)

第 21 条 当社は、本サービスの設備等の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、本サービスの設備等に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第 22 条 当社は、第 17 条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、本契約の解約があったときは、本サービスの設備等に保存されている契約者の本サービスに係るデータを契約者への通知なく削除することができるものとします。この場合において、当社は、データを削除したことにより、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

(本サービスに係る知的財産権の帰属等)

第 23 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又はデータ(サービス仕様書、取扱マニュアル、基本語辞書、専門用語辞書、API モデルを含む。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものとします。プログラム等には、契約者が本サービスを利用することにより生成された学習済みモデル、学習済みパラメータおよび推論プログラム(以下、「学習済みモデル」という。)を含みます。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

(第三者の権利侵害)

第 24 条 契約者は、本サービスの利用において、第三者の知的財産権等その他の権利を侵害す

ることのないように必要な措置を講じなければなりません。

2 契約者は、前項の定めに関わらず、自己の責に帰すべき事由により、第三者から当社に対し、当該第三者の知的財産権等その他の権利を侵害している旨の何らかの請求、異議申立がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争(以下、併せて「紛争等」という)が生じた場合、自己の責任と費用において解決を図るものとします。但し、当該紛争等の原因が、当社の指示(当社が契約者に提示した技術資料等その他の書面による場合を含む)に基づく等当社の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではありません。

(契約者に対する通知)

第 25 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が本サービスの利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信します。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が本サービスの利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(秘密の保持)

第 26 条 いずれの当事者も、本サービスの利用に関連して他方当事者から開示された機密情報を、他方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表、漏洩し、又は本サービスの利用又は提供の目的以外に使用してはなりません。本契約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た他方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、

- (1) 機密である旨を表示した書面等有形媒体により開示された情報、又は
- (2) 口頭で開示され、(a) 開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、(b) 開示後 14 日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報をいいます。

2 ただし、次に掲げるものは機密情報には含まれません。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 受領当事者への開示後に受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報
- (3) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(4) 受領当事者が開示当事者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報

(5) 開示当事者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

3 いずれの当事者も、法令又は裁判所もしくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で他方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を他方当事者に通知するものとします。

4 他方当事者から一方当事者に提供された機密情報(原本及び写し並びに機密情報が記録された記録媒体、当該記録媒体の複製物及び記録媒体に記録された機密情報をプリントアウト又はダウンロードしたもの等を含むがこれらに限らない)は、本契約が終了した場合又は開示当事者からの要請があり次第、開示当事者に返却又は開示者の指示に従って裁断、溶解等、機密情報の記録又は記録を完全に消去する措置を講じた上で廃棄処分を行うものとします。

5 いずれの当事者も、弁護士、公認会計士、税理士等、法令上守秘義務を負う職業的助言者に対して、必要最小限の範囲に限って機密情報を開示することができる。

6 本条に定める義務は、本契約が終了した日から3年間、引き続き有効に存続するものとします。

7 本条の定めに関わらず、当社は、本契約を通じて知り得た個人情報につき、本契約履行の目的以外で使用しないものとし、当社が定めるプライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に則り取り扱うものとします。

(権利義務の譲渡の制限)

第 27 条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービスの利用に係る権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は承継させてはなりません。

(不可抗力)

第 28 条 地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由(以下「不可抗力」という)により、本契約に基づきいずれかの当事者の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当該当事者は他方当事者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。ただし、本契約に基づく他方当事者に対する金銭義務については、本項の適用を受けないものとします。

2 当社は、本 API もしくは COTOHA API Portal を提供すべき場合において、前項に定める不可抗力によりその提供をしなかったときは、その本 API もしくは COTOHA API Portal が全く提供できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含む。以下同じ)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、当社が本 API もしくは COTOHA API Portal を全く提供できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限る)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数につき料金の計算を行わないものとします。

3 本契約の履行にあたり、いずれかの当事者が不可抗力により過大な損害を蒙る場合は、契約者及び当社はその負担について協議合意の上、解決を図るものとします。

(反社会勢力の排除)

第 29 条 契約者は、当社に対し、現在および将来において、次の各号を表明し、保証します。

(1) 契約者は、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等反社会的勢力のいずれにも該当しないこと

(2) 契約者が自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為ならびに他人の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為を行わないこと

2 当社は、契約者が前項に違反していると合理的に判断した場合は、契約者に対して速やかにその違反状態の解消を求めることができます。それでもなおその違反状態が解消しないと違反状態の解消を求めた当事者が判断したときは、本契約を解除することができます。その場合、当社に損害が生じた場合は、契約者が当該損害を賠償するものとします。

3 当社は、契約者が前項に違反していると合理的に判断した場合は、契約者に速やかにその違反状態の解消を求めることができます。それでもなおその違反状態が解消しないと当社が判断したときは、本契約を解除することができます。

4 当社は、前項により本契約を解除したとき、契約者に損害が生じたとしても、契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。また、その解除により当社に損害が生じた場合は、契約者はその損害を賠償するものとします。

(協議)

第 30 条 本契約に関して生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、当事者双方で信義誠実の原則に従い、協議して決定することとします。

(合意管轄)

第 31 条 本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(準拠法)

第 32 条 本契約に関する準拠法は日本法とします。

(存続条項)

第 33 条 第 11 条、第 14 条 2 項、第 19 条、第 22 条乃至第 24 条、第 26 条、第 27 条及び第 29 条 4 項乃至第 33 条の規定は、本契約の有効期間の終了後も有効とします。

別紙1「料金表」

通則

(端数処理)

- 1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(消費税相当額の加算)

- 2 第 8 条の規定により料金表の定める料金の支払を要するとしている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。

(料金の算定)

- 3 契約者は以下の計算式をもって料金表 第 1 表に定める単位ごとに、以下に定める方法により算定した料金の支払を要します。

基本料金 +(個別 API の従量利用料金の合計値-基本料金(※))

※但し、当月の各 API の従量利用料金額から基本料金 130,000 円(税込 143,000 円)を減額した値が 0 円未満となる場合には、これを 0 円と置き換えて算定します。

(ベータ版)

- 4 当社がベータ版と指定する個別 API の利用は無償です。ただし当社はベータ版の個別 API の利用につき、1 日あたりのコール数上限を任意に定められるものとし、当社の判断でベータ版の個別 API の提供の中止及び終了ができるものとします。また当社は、当該個別 API の正式提供時には、正式提供版の利用に料金を設定できるものとします。

料金表 第1表

1-1 利用料

1-1-1 基本料金

個別 API の利用状況に関わらず支払を要する料金。

単位	価格(税込価格)	備考
月ごとに	130,000 円 (143,000 円)	・毎暦月の 1 日時点の契約状況をもって算定を行う。

利用開始日を含む月に限り、基本料金を超過したご利用はできません。超過した場合、本サービスの提供は利用開始月の翌月になるまで停止されます。なお、利用開始月の翌月以降、基本料金を超過するご利用については、ご利用毎に下記の従量利用料金が加算されます。

1-1-2 従量利用料金

個別 API 毎の各月の利用コール数に応じて支払いを要する料金。

料金の算定は当社が計算する毎暦月 1 日 0:00:00～同月末日 23:59:59 までの利用実績をもって行うものとします。

以下の表において

- ・コール数は当社 HTTP サーバに 1 のリクエストが到達する事をもって 1 コールと見做します。
- ・利用コール数から 1 を減じた上で、千の位以下を切り捨てたものを「従量対象コール数①」とします。
- ・利用コール数から 1,000,001 を減じた上で、千の位以下を切り捨てたものを「従量対象コール数②」とします。

API 種別	単位	税抜価格(/月)	価格計算例 (実コール数:算定価格(税込価格))
構文解析	0 コール	0 円	0 コール:0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円) + 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円) 1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)

	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
固有表現抽出	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円) 1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)
	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
照応解析	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円) 1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)

	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
文タイプ判定	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円) 1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)
	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
ユーザ属性推定 (ベータ版)	ベータ版のため無償		
キーワード抽出	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円)

			1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)
	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
類似度判定	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円) 1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)
	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
感情分析	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円)

			1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)
	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
言い淀み除去 (ベータ版)	ベータ版のため無償		
音声認識誤り 検知 (ベータ版)	ベータ版のため無償		
音声認識	1 コール あたり(※1)	0.0104 円(※2)	～96 コール:0 円(0 円) 2750 コール(例:ストリーミング音声認 識 2000 コール+ファイル音声認識 3 ファイル) :28 円(30.8 円)
音声合成	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール あたり(※3)	1 円	1 コール:1 円(1.1 円) 10,000 コール:10,000 円(11,000 円)
固有名詞(企業 名)補正	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール～ 1,000,000 コール	(従量対象コール数 ①×0.05 円)+ 250 円 で求められる値	10,000 コール:250 円(275 円) 10,500 コール:750 円(825 円) 25,000 コール:1,250 円(1,375 円) 500,001 コール:25,250 円(27,775 円)

			1,000,000 コール:49,750 円 (54,725 円)
	1,000,001 コール～	49,750 円(※)+(従量 対象コール数②× 0.04 円)+200 円 で求められる値 ※は 1,000,000 コー ル利用時の請求額。	1,000,001 コール:49,950 円 (54,945 円) 1,010,500 コール:50,350 円 (55,385 円) 1,025,000 コール:50,750 円 (55,825 円) 5,000,001 コール:209,950 円 (230,945 円)
要約	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール あたり(※4)	25 円	1 コール:25 円(27.5 円) 10,000 コール:250,000 円(275,000 円)
テキスト分類	0 コール	0 円	0 円(0 円)
	1 コール あたり(※5)	モデル生成 API:350 円 モデル分類 API:0.4 円	モデル生成 API 1 コール:350 円(385 円) 10,000 コール:3,500,000 円 (3,850,000 円) モデル分類 API 1 コール:0.4 円(0.44 円) 10,000 コール:4,000 円(4,400 円)

※1 ただし、ユーザ辞書更新 API 及びユーザ辞書クリア API の利用についてはコール数の計算を行わない。また、ファイル音声認識 API については 1 ファイルあたり 250 コールと見做しコール数の加算を行うものとする。

※2 計算後料金について小数点以下の数値が出た場合にはこれを切り捨てる。

※3 ただし、単語辞書登録 API、単語辞書一覧取得 API、単語辞書更新 API、単語辞書削除 API、文辞書登録 API、文辞書一覧取得 API、文辞書更新 API、文辞書削除 API 及び読み解析 API の利用についてはコール数の計算を行わない。

※4 要約 API では 1 回のリクエストで 5,000 文字までの文章を指定できる。1,000 文字ごとに 1 コールと見做し、1 リクエスト中の文字数に応じてコール数の加算を行うものとする。

※5 ただし、モデル確認 API、モデル一覧 API、モデル削除 API の利用についてはコール数の計算を行わない。

別紙 2 「提供機能」

本サービスにおいて以下の機能を提供します。

API 機能

本サービスでは以下の API 機能を提供します。

項番	API 種別	内容
1	構文解析	<ul style="list-style-type: none">- 入力として日本語で記述された文を受け取り、文の構造と意味を解析・出力する RESTful API を提供する。- 入力された文は、文節・形態素に分解され、文節間の係り受け関係や形態素間の係り受け関係、品詞情報等の意味情報等が付与される。- 入力された文から、「誰(何)が」「どうした」という情報を形態素と呼ばれる単語単位で切り出すことができるため、多数のテキストデータに対して情報を抽出・解析するデータマイニングに応用することが可能。
2	固有表現抽出	<ul style="list-style-type: none">- 入力として日本語で記述された文を受け取り、人名や地名、日付表現(時間、日付)、組織名、量的表現(金額、割合)、人工物の 8 種類の固有表現と、「関根の拡張固有表現階層」に基づき 200 種類以上のクラス数を持つ拡張固有表現を出力する RESTful API を提供する。- 入力された文から、人名や地名などフレーズを抽出することができるため、例えばテキストデータ中の話題を解析するアプリケーションに応用が可能。
3	照応解析	<ul style="list-style-type: none">- 入力として日本語で記述された複数の文からなるテキストを受け取り、テキスト中の「そこ」「それ」などの指示詞や「彼」「彼女」などの代名詞、「同〇〇」等の照応詞に対応する先行詞(複数単語からなる先行詞を含む)を抽出し、同一のものとしてまとめて出力する RESTful API を提供する。- 例えば、対話エンジンとユーザとの対話ログの解析において、代名詞を含む文とその前後の文脈から、代名詞が指し示す単語を抽出することで、「彼」や「彼女」などのログ解析にあまり意味のない単語を先行詞に置き換え、より精密なログ解析を実現することが可能。

4	文タイプ判定	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として日本語で記述された文を受け取り、文の法(叙述/疑問/命令)タイプと発話行為タイプを判定・出力する RESTful API を提供する。 - 入力された文が疑問文であるか命令文であるかを判断できるため、例えばロボットや対話エンジンにおける言語処理において、ユーザ発話に対する返答モジュールを適切に選択するアプリケーションに応用が可能
5	ユーザ属性推定(ベータ版)	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として日本語で記述された複数の文からなるテキストを受け取り、年代、性別、趣味、職業などの人物に関する属性を推定・出力する RESTful API を提供する - 本 API は twitter におけるユーザの tweet や profile の入力を前提とするようにチューニング済み。
6	キーワード抽出	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として日本語で記述された複数の文からなるテキストを受け取り、テキストに含まれる特徴的なフレーズ・単語をキーワードとして抽出する RESTful API を提供する - テキストから算出される特徴的スコアに基づいて、複数のフレーズ・単語が降順に出力する。 - 入力されたテキスト中の特徴的なフレーズを抽出することができるため、例えば抽出したフレーズをニュース記事のタグとして用いることで検索を容易にするアプリケーションに利用することが可能。
7	類似度判定	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として日本語で記述されたテキストを2つ受け取り、テキスト間の意味的な類似度を算出・出力する RESTful API を提供する - 類似度は0-1の定義域で出力され、1に近づくほどテキスト間な類似性が大きいことを示す。 - テキストに含まれる単語の意味情報を用いて類似度を算出しているため、異なった単語を含むテキスト間の類似性も推定することが可能。 - 例えば検索システムやFAQ自動回答システム等の言語処理において、多様なユーザの質問に対し最も類似しているテキストやFAQ中の回答等を抽出・返答するアプリケーションに応用が可能。
8	感情分析	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として日本語で記述された文を受け取り、文の感情極性(Positive/Negative/Neutral)と文中の感情語を抽出・出力する RESTful API を提供する。

		<ul style="list-style-type: none"> - 入力された文がポジティブな文であるかネガティブな文であるかを判断できるため、例えば自社製品のユーザからの口コミやレビュー等に対して、当該製品の評価されている点や不満がある点を分析するアプリケーションに応用が可能。
9	言い淀み除去(ベータ版)	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として音声認識結果である日本語の文を受け取り、テキスト中の「あの」「えーと」などの言い淀みを抽出・除去する RESTful API を提供する。 - 例えば音声認識によって書き起こされた議事録などのテキストについて言い淀み除去を適用することで、認識後のデータ活用の精度向上に利用することが可能
10	音声認識誤り検知(ベータ版)	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として音声認識結果である日本語の文を受け取り、音声認識結果に誤りのある個所を抽出するとともに、誤り箇所に関して訂正候補を提示する RESTful API を提供する。 - 誤り個所は 0-1 のスコアとともに抽出され、1 に近いほど誤りの可能性が高いことを示す。 - 例えば、音声認識によって書き起こされた議事録などのテキストについて音声認識誤り検知を適用することで、人手による修正が必要な個所のみを抽出することができるため、効率的に仕上げの作業を行うことが可能。
11	音声認識	<ul style="list-style-type: none"> - ファイル形式で音声データを受け取り、テキスト化したデータを返す API を提供する。 - ストリーミング形式で音声データを受け取り、テキスト化したデータを返す API を提供する。 - 音声認識専用のユーザ辞書を登録、クリア、ダウンロードできる RESTful API を提供する。 - 音声認識専用のユーザ辞書の適用状態を取得できる RESTful API を提供する。
12	音声合成	<ul style="list-style-type: none"> - 入力としてテキストを受け取り、音声を人工的に生成し、生成された音声データを一回で返す RESTful API を提供する。 - 入力としてテキストを受け取り、音声を人工的に生成し、生成された音声データを生成が完了した順に返す RESTful API を提供する。 - 音声合成専用の単語辞書を登録、一覧取得、更新、削除ができる RESTful API を提供する。

		<ul style="list-style-type: none"> - 音声合成専用の文辞書を登録、一覧取得、更新、削除ができる RESTful API を提供する。
13	固有名詞(企業名)補正	<ul style="list-style-type: none"> - 校閲オプション利用時には、入力として日本語で記述された文を受け取り、その中に含まれる固有名詞(企業名)の誤記を検知し、修正候補を提示する RESTful API を提供する。 - 正規化オプション利用時には、入力として日本語で記述された文を受け取り、その中に含まれる固有名詞(企業名)の誤記を検知し、修正候補を提示し、更に辞書に含まれる複数の固有名詞(企業名)の中で代表的な文字列を提示する RESTful API を提供する。
14	要約	<ul style="list-style-type: none"> - 入力として日本語および英語の文章(複数の文から構成されたもの)を受け取り、重要度の高い要素を抽出し要約する RESTful API を提供する。 - 生成要約の場合、入力文章から重要度の高い要素を抽出・組み合わせ、指定された文字数に近い要約文章を生成する。 - 抽出要約の場合、入力文章から重要度の高い要素を含む文を、指定された数だけ抽出する。 - 日本語モデルおよび英語モデルは、特定の分野や業界にとらわれない、汎用的な文章の要約に活用が可能。 - コンタクトセンターモデルは、コンタクトセンターにおける対応履歴の要約に活用が可能。
15	テキスト分類	<ul style="list-style-type: none"> - テキストを予め学習したクラスに分類するための RESTful API を提供する。 - 分類モデルの生成・一覧取得・状態確認・削除を行う RESTful API を提供する。 - 分類先のクラスは任意に設定(学習)することができるため、「業務の問い合わせ先の分類」や「お客様レビューのカテゴリー分類」など、様々なアプリケーションに応用が可能。

ポータル機能

本サービスでは、各種設定/情報閲覧等を行うための COTOHA API Portal を提供します。

COTOHA API Portal において提供する機能は以下の通りです。

画面	提供機能	機能詳細
ホーム	ログイン機能	アカウントページへのログインが可能です。
アカウントページ	認証情報の表示	API 接続情報等の確認が可能です。
	個別辞書編集	個別辞書の編集等の設定ができます
	利用状況照会	当月利用状況表示する事ができます。 また、過去分も含めた利用状況を出力する事が出来ます。
	アカウント関連情報変更	ログイン PW の変更が出来ます。 また、API 毎に月毎の利用量上限の設定が可能です。

別紙3 「サポート」

本サービスにおいて以下のサポートを提供します。

1. 問い合わせ対応

本サービスの問合せについて、当社は契約者に対してのみ、以下の対応を行う。エンドユーザーに対する故障対応や問合せ対応は、必要に応じて契約者にて実施するものとします。

問合せ受付方法については、下表の通りとします。

受付時間	24 時間 365 日
受付チャネル	COTOHA API Portal 問合せフォーム
言語	日本語/英語
問合せ内容	仕様、操作方法、故障等
回答方法	問合せを行ったログイン ID に対し、メールで実施

2. サービス通知

本サービスの通知について、当社は契約者に対してのみ以下の通知を行う。エンドユーザーに対する通知は、必要に応じて契約者にて実施するものとします。

サービス通知については、下表のとおりとします。

通知内容	故障・メンテナンス	サービスの変更・廃止
通知方法	お客様サポート (https://support.ntt.com/) に 掲示 ※個別の契約者にのみ関係する 事象については、契約者のログ イン ID 宛に個別にメールを送付 するのみとする場合があります。	COTOHA API Portal (https://api.ce-cotoha.com/) に 掲示 ※個別の契約者にのみ関係する 事象については、契約者のログ イン ID 宛に個別にメールを送付 するのみとする場合があります。
言語	日本語	
通知ポリシー	■故障: 発生から 30 分以内の通知を目 標とします。 ■メンテナンス: 実施予定日の 10 営業日前まで の通知を目標とするが、緊急や	■サービスの変更: 機能の変更など重要な内容を含 む場合は、実施予定日の 2 ヶ月 以上前までの通知を行うが、緊急 やむを得ない場合はこの限りで はありません。 ■サービスの廃止:

	<p>むを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>※但し、5分以上のサービス停止を伴わない故障及びメンテナンス作業については、当社の判断により通知を行わない場合があります。</p>	<p>実施日の4ヶ月以上前に通知を行います。</p>
--	--	----------------------------

附則(平成30年6月21日 ACAI00359062号)

(実施期日)

この規約は、平成30年6月25日より実施します。

附則(平成30年8月30日 ACAI00384657号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成30年9月5日より実施します。

附則(平成31年1月11日 ACAI00437342号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成31年1月15日より実施します。

附則(平成31年3月25日 ACAI00473816号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成31年3月26日より実施します。

附則(平成31年3月28日 ACAI00477956号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成31年4月2日より実施します。

附則(令和元年7月10日 ACAI00519467号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和元年7月16日より実施します。

附則(令和元年 9 月 11 日 AC 企 00541561 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和元年 10 月 1 日より実施します。

附則(令和元年 10 月 25 日 ACAI00559803 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和元年 10 月 31 日より実施します。

附則(令和 2 年 1 月 6 日 ACAI00587442 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和 2 年 1 月 30 日より実施します。

附則(令和 2 年 3 月 23 日 ACAI00621709 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和 2 年 3 月 23 日より実施します。

附則(令和 2 年 11 月 13 日 APSAI00711397 号)

(実施期日)

1 この改訂規約は、令和 3 年 1 月 18 日より実施します。

(経過措置)

2 この規約の改定日前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務及び契約者に留保された権利については、従前のおりとします。

3 この規約の改定日前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、従前のおりとします。

附則(令和 3 年 3 月 17 日 APSAI00760130 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和 3 年 3 月 23 日より実施します。